

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年五月二十五日法律第三十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。